

株 主 各 位

千葉県東金市東金582番地
南総通運株式会社
代表取締役社長 今井利彦

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
- 場 所 千葉県東金市東金582番地
南総通運本社会議室
※昨年と会場が異なりますのでご注意ください。
- 会議の目的事項
報告事項
 - 第113期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第113期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

〇お願い： 当日当社では、環境問題への取り組みとして、当社役員及び係員がノーネクタイのクールビズスタイルにて開催させていただきます。何卒、趣旨をご理解いただきご了承いただくとともに、軽装にてご来場ください。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による世界的且つ広範囲な産業にわたる影響によって生活環境を大きく変化させ、国内では緊急事態宣言の発令、まん延防止等重点措置の適用が繰り返し実施される中、社会・経済活動が制限されることによる個人消費の停滞からサービス消費の減少となり、外食や宿泊などの選択的支出の減少が継続されました。更に、激しさを増し解決への糸口が見えないロシア・ウクライナ情勢も、世界各国の政治的な外交や経済活動に大きな影響を及ぼし、特に燃油価格の高騰・高止まりや食品関連といった日常生活に密接に結びつく製商材・サービスを取扱う業種等は厳しい状況となっています。

国内情勢は、まん延防止等重点措置が全面解除以降も、常時、新型コロナウイルス感染症第7波の懸念、合わせてロシア・ウクライナ情勢の長期化等による国際的な動向から先行きの不透明感は拭えず、企業の設備投資、国民の消費活動は減退すると思われます。

このような経済情勢の中、物流業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続される環境下、ロシア・ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰等により経営環境は悪化し、製造業の生産や全体的な消費の減少も継続していることから、国内貨物輸送需要は鈍化の傾向を継続しています。

一方、ライフスタイルの変化からEC市場は依然として拡大基調にあり、宅配便取扱個数は増加を継続しています。これに伴う輸送の小口化によるトラックの積載率低下、物流拠点間での待機時間の長時間化によるドライバー拘束時間の長時間化など、恒常的になりつつあるドライバー不足等を合わせ、2024年問題に向けて厳しい局面を迎えることが予想されます。

当社グループは、こうした経営環境のもと、お客様の立場に立ったご満足いただける物流サービスをご提案、ご提供し、新規のお客様開拓、既存のお客様との取引拡大に積極的に取組むとともに、お客様の物流コスト削減にご協力させていただくべく、輸送や倉庫内オペレーションの効率化と経費節減にも積極的に取組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収入は、14,299百万円（前期比6.8%増）となり、営業利益は1,480百万円（前期比13.6%増）、経常利益は1,503百万円（前期比14.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,033百万円（前期比38.6%増）となりました。

(2) 企業集団の事業セグメント別営業収入

事業セグメント別	営業収入	構成比	前期増減比
	百万円	%	%
貨物自動車運送事業	5,496	38.5	7.0
倉庫事業	3,423	23.9	1.0
附帯事業	3,472	24.3	△0.5
不動産事業	957	6.7	△1.4
建設事業	1,730	12.1	△16.3
その他の事業	319	2.2	11.4
セグメント間の内部営業収入	△1,101	△7.7	△43.7
合計	14,299	100.0	6.8

(3) 資金調達等についての状況

該当事項はありません。

(4) 設備投資の状況

特記事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第110期 (2019年3月期)	第111期 (2020年3月期)	第112期 (2021年3月期)	第113期 (2022年3月期) 当連結会計年度
営業収入	13,686	14,427	13,383	14,299
親会社株主に帰属する当期純利益	935	903	745	1,033
1株当たり当期純利益	187.93円	181.39円	149.72円	207.52円
総資産	28,226	29,174	31,621	32,818

(注) 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

②事業報告作成会社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第110期 (2019年3月期)	第111期 (2020年3月期)	第112期 (2021年3月期)	第113期 (2022年3月期) 当期
営業収入	11,249	11,930	11,368	11,969
当期純利益	802	808	831	1,039
1株当たり当期純利益	161.25円	162.35円	166.97円	208.70円
総資産	24,740	25,461	27,510	29,666

(注) 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(6) 企業集団の対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置が全面解除されたものの感染第7波等の懸念は払拭される状況になく、一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化等による国際的な動向から先行きの不透明感は継続されるものと見られ、企業物価の上昇による設備投資の減速や、追隨する考えられる消費者物価の値上がりによる国民の消費活動低迷等、経済情勢は全般的に減退すると思われま

す。当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の現状と来る終息後のwithコロナへの対応やロシア・ウクライナ情勢など、不確実性の高い情勢下で業績に与える影響は現時点では把握出来ない状況にありますが、当グループが一丸となりシナジー効果を発揮し、お客様への営業力を強化してより良いサービスの提供により収入拡大に取り組んでまいります。

また、このような経営環境から、経営成績に大きな影響を及ぼす軽油価格動向に注視、エネルギー資源動静に起因する電気料金の高騰などに対する省エネルギー対策にも取り組み、コスト抑制を実施してまいり所存であります。

2022年度は、お客様との信頼関係を構築し、より高品質なサービスの提供と新たな改善提案能力を積極的に発揮するため、「自ら考え、行動する」を全社経営行動指針とし、「事業拡大」、「収益化構造の構築」、「人材育成と採用」、「働き方改革の実現」、「安全・衛生の推進強化」、「社会貢献」を基本方針として掲げ、実行してまいります。

また、近年は異常気象や自然災害の頻発など地球温暖化に起因する環境問題が深刻な課題となっております。この課題に対し当社グループは、CO₂排出量の削減、リサイクル推進による廃棄物の削減、環境関連法の遵守により環境問題に取り組んでまいります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
南総総業株式会社	10百万円	100%	清涼飲料製造及び補助作業
南総建設株式会社	20百万円	100%	建設業
南総タクシー株式会社	10百万円	99.9%	一般乗用旅客自動車運送事業

(8) 主要な事業内容

区域貨物運送業、倉庫業、その他運送に附帯する事業、不動産業、清涼飲料水製造及び補助作業、建設業、各種製造業請負、一般乗用旅客自動車運送事業

(9) 主要な営業所及び事業所

- ① 当 社 本 社 千葉県東金市東金582番地
支 店 東金支店（千葉県東金市）
茂原支店（千葉県長生郡長柄町）
佐倉支店（千葉県佐倉市）
千葉支店（千葉市中央区）
茂原中央支店（千葉県長生郡長柄町）
茨城支店（茨城県稲敷市）
事業所 茂原東郷事業所（千葉県茂原市）
営業所 埼玉営業所（埼玉県本庄市）

- ② 子 会 社 南総総業株式会社 千葉県東金市東金
南総建設株式会社 千葉県東金市東金
南総タクシー株式会社 千葉県東金市東金

(10) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
896名	(増)15名

(11) 借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 千 葉 銀 行	5,607
株 式 会 社 京 葉 銀 行	2,128
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	884
銚 子 信 用 金 庫	300
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,979,400株（自己株式20,600株を除く。）
- (3) 株主数 691名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	百株	%
総和商事株式会社	2,660	5.3
自社従業員持株会	2,350	4.7
今井利彦	1,937	3.8
土屋任	1,701	3.4
今井八重子	1,689	3.3
株式会社千葉銀行	1,600	3.2
損害保険ジャパン株式会社	1,500	3.0
宮田修	1,497	3.0
中村隆則	1,294	2.6
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,250	2.5

- (注) 1. 持株数は百株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式を控除し小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	今 井 利 彦	
専 務 取 締 役	今 関 仁 孝	営業本部長
専 務 取 締 役	伊 藤 和 久	茂原支店長兼茂原中央支店長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	平 原 裕 之	佐倉支店長
取締役執行役員	青 木 勝 也	東金支店長
取 締 役	菅 野 茂 徳	菅野法律事務所代表 AG債権回収株式会社取締役
取 締 役	矢 野 政 信	
取 締 役	吉 澤 智 子	社会保険労務士吉澤事務所代表 労働保険事務組合中小企業商工者協会理事長
常 勤 監 査 役	古 川 幸 男	南総タクシー株式会社監査役
監 査 役	能 川 浩 二	独立行政法人労働者健康安全機構 千葉産業保健総合支援センター所長
監 査 役	大 坪 照 康	株式会社新千葉カントリー倶楽部代表取締役
監 査 役	菊 地 豊	

(注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

就任 吉 澤 智 子 2021年6月25日定時株主総会において選任され同日就任

退任 中 村 隆 則 2021年6月25日任期満了により退任

2. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。

就任 古 川 幸 男 2021年6月25日定時株主総会において選任され同日就任

退任 鶴 岡 和 雄 2021年6月25日任期満了により退任

3. 取締役菅野茂徳、矢野政信、吉澤智子の各氏は、社外取締役であります。

4. 監査役能川浩二、大坪照康、菊地豊の各氏は、社外監査役であります。

5. 菅野茂徳、矢野政信、吉澤智子の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 社外役員に関する事項

① 取締役

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	菅 野 茂 徳	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、弁護士としての豊富な経験、特に企業法務の幅広い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	矢 野 政 信	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、豊富な経験と地域経済の動向に関する高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	吉 澤 智 子	選任後の当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、社会保険労務士としての豊富な企業サポート経験と幅広い見識から議案審議に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 取締役菅野茂徳氏が代表を務める菅野法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、報酬額は極めて少額であり、意思決定に影響を及ぼすことはないと判断しております。また、同氏が取締役を務めるAG債権回収株式会社と当社の間に、特別な取引関係はありません。
2. 取締役吉澤智子氏が代表を務める社会保険労務士吉澤事務所と当社の間に特別な取引関係はありません。また、同氏が理事を務める労働保険事務組合中小企業商工者協会と当社の間に特別な取引関係はありません。

② 監査役

主な活動内容

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	能 川 浩 二	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	大 坪 照 康	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	菊 地 豊	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 監査役能川浩二氏が所長を務める独立行政法人労働者健康安全機構千葉産業保健総合支援センターと当社の間に、特別な取引関係はありません。
2. 監査役大坪照康氏が代表取締役を務める株式会社新千葉カントリー倶楽部と当社の間に、特別な取引関係はありません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2021年2月8日開催の取締役会にて決議いたしました。その内容は、中長期的視点で経営に取り組みつつ、株主様への利益還元の見点から単年度の業績の向上、利益確保を追求するという考えの下、取締役の報酬は、固定報酬と業績向上に対するインセンティブを高めることを目的とした業績連動報酬によって構成するものとしたいたしました。また、業績連動報酬の算定指標は事業の成績を表す重要な指標である「営業利益」とし、「営業利益」を基に取締役会で定めた算定式により算出するものとしたいたします。固定報酬と業績連動報酬の構成比は、業績連動報酬は3割程度としております。なお、第113期事業年度の実績連動報酬の算定指標となる第112期事業年度の営業利益は、連結1,303,631千円、単体1,121,621千円でありました。

第113期事業年度の実績連動報酬につきましては、上記方針に基づき、2021年7月15日開催の取締役会において報酬を決定しております。

また、決定した報酬は、算定指標である営業利益から多角的に検討された算定式により算出されたものであり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役及び監査役の報酬は、その役割と独立性の見点から固定報酬のみで構成することとし、社外取締役の報酬額は取締役会、各監査役の報酬額は監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は2006年6月29日開催の定時株主総会において取締役の報酬額の上限を年額264,000千円、監査役の報酬額の上限を年額18,000千円とそれぞれ決議されております。当該定時株主総会終結時点の実績連動報酬の員数は5名、監査役の員数は3名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	242 (8)	96 (8)	24 (-)	- (-)	122 (0)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17 (5)	11 (5)	- (-)	- (-)	6 (0)	5 (3)

- (注) 1. 上記員数、基本報酬及び報酬等の総額には、2021年6月25日開催の定時株主総会の終結をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 退職慰労金は、2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名に対する退職慰労金及び当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
3. 2021年6月25日開催の定時株主総会にて役員退職慰労金制度の廃止が決議されたため、退職慰労金のうち、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額は2021年6月までの繰入額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

36,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当社監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の妥当性及び適切性を確認するとともに、取締役会、関係各部署からの報告、聴取を通じて、従前の事業年度における職務遂行状況、報酬見積の算出根拠等を検討した結果、当該報酬額を相当であると確認したものであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬を区分しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法上の監査の報酬等を含めております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム構築の基本方針は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「南総通運グループ コンプライアンスガイドライン」を制定し、「社員行動指針」を中心に取締役及び使用人の法令遵守体制の強化推進を行う。

(2) コンプライアンス担当責任部署により、役職員に対し教育・研修を継続的に行う。

- (3) 監査役は取締役及び使用人の職務の遂行について監査を行う。
 - (4) 社長直轄の監査部を設置し、取締役及び使用人のその職務の執行においての法令、定款及び社内規程の遵守状況について監査を行う。
 - (5) 内部通報体制を整備し、取締役及び使用人の法令・定款違反を未然に防止するとともに違反行為に対しては、懲罰規程に基づき厳正に処分する。
 - (6) 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては警察・弁護士等と連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行に係る電磁的記録を含む重要な文書、情報については「文書管理規程」に従い保存期間、責任部署を規定し保管、管理する。
 - (2) 取締役及び監査役はいつでもこれらの保管された文書、情報を閲覧することができる。
 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) リスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、リスクの管理体制を明確化し、有事の際の迅速かつ適切な緊急連絡体制と緊急事態に対する体制を整備する。
 - (2) 監査部は各責任部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にと取締役会に報告する。
 - (3) 役職員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。
 - (4) 取締役会は、リスク管理体制につき定期的な見直しを行う。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 決裁規程を定め、重要性に応じた意思決定を迅速に行う。
 - (2) 組織規程、業務分掌把握規程等の規定を定め、業務を効率的に遂行する。
 - (3) 取締役会は、中長期経営計画・戦略を策定し、その進捗等につき定期的な検証を行う。
 - (4) 監査役またはその補助人はこれらの業務運営の内部監査を行い、これらの体制の検証を行う。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規定その他の体制」、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」につき、グループとしての管理体制を整備する。
 - (2) グループ各社は、当社と情報共有、連絡体制の強化を図る。
 - (3) 監査部は、当社グループ各社に対し監査を実施する。
 - (4) グループ各社の取締役及び使用人は経営状況、財務状況につき当社取締役会等において定期的に報告を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な員数、求められる資質等を協議の上、適切に配置する。
 - (2) 監査役の補助に当たる使用人は、監査役の指揮命令の下業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - (3) 監査役の補助に当たる使用人の任命、異動、懲戒等については、監査役の意見、同意を得て行うものとする。
 - (4) 取締役及び使用人は、監査役の補助に当たる使用人の業務が円滑に行われるように監査環境の整備に協力する。
7. 監査役に報告をするための体制、並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従い取締役及び使用人から報告を受ける。
 - (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はおそれのある事実発見した場合は直ちに監査役に報告する。
 - (3) 内部監査部署は、その監査計画や監査結果を監査役に定期報告する。
 - (4) グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそれらのおそれのある事実を発見した場合は直ちに当社担当部署に報告する。
 - (5) グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、会社の事業の状況、コンプライアンス、内部統制システムの整備・運用状況につき当社担当部署に定期報告する。
 - (6) グループ会社より報告を受けた当社担当部署は直ちに監査役に報告する。
 - (7) 内部通報体制の対象にグループ会社を含め、重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

- (8) 監査役は、取締役及び使用人から得た情報について、第三者に報告の義務を負わない。
- (9) 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求める事ができる。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還等を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行により生じたものでないことを証明できる場合を除きこれに応じる。
9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べる事ができるよう、取締役会その他重要な会議に出席する機会を確保する。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役職務の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、意見交換、グループ会社調査等の監査役職務の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (3) 監査役は、監査の実施及びその活動に当たり必要と認められる場合には、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及びグループ各社は、金融商品取引法その他法令等に基づき、有効かつ適正な内部統制の体制の整備をするとともに、会計監査人との連携を図り、継続的に財務報告及び体制の検証を行う。
6. **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におきましては、基本方針に基づき以下の取組みを行っております。
 1. 当社及びグループ各社の内部統制システムの整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。
 2. 当社及びグループ各社の役職員に対し、社内研修において、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、教育、説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを行っております。
 3. 当社のグループ経営戦略会議にグループ各社の取締役が出席し、経営状況、財務状況及び内部統制システムの運用状況等の報告を継続して行っております。
 4. 監査部は、年間活動計画に基づき、当社及びグループ各社の各部門の業務執行につき監査を実施し、その結果につき代表取締役へ報告を行っております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,410,652	流 動 負 債	4,802,035
現金及び預金	4,514,014	支払手形 及び営業未払金	447,095
受取手形 及び営業未収金	1,799,937	短期借入金	1,700,400
その他	96,754	一年内返済予定 長期借入金	791,760
貸倒引当金	△53	未払法人税等	254,915
固 定 資 産	26,408,184	賞与引当金	307,625
有形固定資産	25,228,908	その他	1,300,239
建物及び構築物	8,015,884	固 定 負 債	8,318,079
機械装置及び運搬具	371,145	長期借入金	7,252,879
土地	15,658,846	繰延税金負債	54,782
建設仮勘定	1,041,184	長期未払費用	171,767
その他	141,847	退職給付に係る負債	346,620
無形固定資産	108,111	資産除去債務	30,252
投資その他の資産	1,071,164	預り保証金	461,776
投資有価証券	472,060	負 債 合 計	13,120,115
繰延税金資産	406,032	純 資 産 の 部	
その他	217,333	株 主 資 本	19,490,494
貸倒引当金	△24,260	資本金	538,500
資 産 合 計	32,818,837	資本剰余金	497,585
		利益剰余金	18,469,418
		自己株式	△15,010
		その他の包括利益累計額	208,211
		その他有価証券評価差額金	208,211
		非支配株主持分	15
		純 資 産 合 計	19,698,721
		負 債 純 資 産 合 計	32,818,837

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収入		14,299,321
営業支出		11,989,298
営業総利益		2,310,023
一般管理費		829,505
営業利益		1,480,517
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,177	
受取手数料	2,610	
受取助成金	50,050	
受取保険金	683	
車輜売却益	7,291	
その他	10,204	83,017
営業外費用		
支払利息	56,914	
その他	3,253	60,167
経常利益		1,503,367
税金等調整前当期純利益		1,503,367
法人税、住民税及び事業税	471,943	
法人税等調整額	△1,867	470,075
当期純利益		1,033,291
非支配株主に帰属する当期純利益		△10
親会社株主に帰属する当期純利益		1,033,302

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	538,500	497,585	17,613,996	△15,010	18,635,072
会計方針の変更による累積的影響額			△3,602		△3,602
会計方針の変更を反映した当期首残高	538,500	497,585	17,610,394	△15,010	18,631,470
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△174,279		△174,279
親会社株主に帰属する当期純利益			1,033,302		1,033,302
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	859,023	—	859,023
2022年3月31日残高	538,500	497,585	18,469,418	△15,010	19,490,494

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2021年4月1日残高	255,799	255,799	26	18,890,899
会計方針の変更による累積的影響額				△3,602
会計方針の変更を反映した当期首残高	255,799	255,799	26	18,887,296
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△174,279
親会社株主に帰属する当期純利益				1,033,302
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△47,588	△47,588	△10	△47,599
連結会計年度中の変動額合計	△47,588	△47,588	△10	811,424
2022年3月31日残高	208,211	208,211	15	19,698,721

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は次の3社であり、全ての子会社を連結しております。

南総総業株式会社

南総建設株式会社

南総タクシー株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年～38年

構築物 10年～30年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時に損益処理しております。

③ 連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 一時点での収益の認識（貨物自動車運送事業、倉庫事業、附帯事業、その他事業）

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 一定期間にわたる収益の認識（不動産事業、建設事業）

イ、不動産事業に係る収益は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

ロ、建設事業に係る収益は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

決算日における工事進捗度の見積方法

発生原価に基づくインプット法によっております。

進捗率を見積もることのできない工事契約

原価回収基準で収益を認識する方法によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は3,602千円減少しております。

また、建設事業については、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、進捗率を見込むことができない工事については工事完成基準を適用していましたが、全ての工事について、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、進捗率を見積もることのできない工事契約については代替的な取扱いを適用し、原価回収基準で収益を認識しております。

この結果、当連結会計年度の建設事業における売上高は159,243千円減少し、売上原価も同額減少するため、当連結会計年度の損益に与える影響はなく、その他の事業については、損益に与える影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

有形固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	25,228,908千円
--------	--------------

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、資産グループより生じる将来キャッシュ・フローを見積り、有形固定資産の減損損失の認識検討を実施しております。重要な資産グループである宮本倉庫グループ（資産グループ有形固定資産簿価計4,059,111千円）を含め、減損の兆候が生じている資産グループについては、翌連結会計年度の予算、主要な資産の残存使用年数、並びに各資産グループに応じた価格下落リスク及び空き室リスク等、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき割引前将来キャッシュ・フロー総額の見積りを行っております。また、翌連結会計年度におけるコロナウイルス感染症による業績への影響として、各事業の実績に基づく一定の影響を加味して見積りを行っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動、及び顧客との賃貸借契約締結状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、資産グループの見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,392,882千円
土地	10,850,457
計	<u>12,243,340</u>

- (2) 担保に係る債務

短期借入金	1,181,750千円
一年内返済予定長期借入金	681,181
長期借入金	6,053,600
預り保証金	157,048
計	<u>8,073,580</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,600,210千円
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	5,000,000	—	—	5,000,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	174,279千円	35円	2021年 3月31日	2021年 6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 248,970千円
- ② 1株当たり配当額 50円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月30日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び営業未収金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額17,520千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額(※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	4,514,014千円	4,514,014千円	—千円
(2) 受取手形及び営業未収金	1,799,937	1,799,937	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	454,540	454,540	—
(4) 支払手形及び営業未払金	(447,095)	(447,095)	—
(5) 短期借入金	(1,700,400)	(1,700,400)	—
(6) 長期借入金	(8,044,639)	(8,014,430)	30,208

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが、それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び営業未収金

これらの時価は、活発な市場等の時価によるものではないものの、過去の貸倒実績率及び、取引先の財政状態等による観察可能な情報に基づいて評価を行っており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び営業未払金

これらの時価は、活発な市場等の時価によるものではないものの、取引先の財政状態等による観察可能な情報に基づいて評価を行っており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金

これらの時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似することが観察可能であることから、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、借入当初からの金利変動及び信用スプレッドの変動相当額を、帳簿価額に調整することによって時価を算定しており、当社自身の信用スプレッドについては直近の調達レートを参照していることから、レベル2の時価に分類しております。

(貸貸等不動産に関する注記)

1. 貸貸等不動産の状況に関する事項
当社及び一部の子会社では、千葉県等において貸貸用の店舗、事務所及び倉庫等（土地を含む。）を有しております。
2. 貸貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
19,499,179千円	18,797,835千円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,956円04銭
1株当たり当期純利益	207円52銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(役員退職慰勞引当金制度廃止に伴う打ち切り支給について)

当社は従来、退職慰勞金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰勞引当金として計上しており当連結会計年度中の定時株主総会において、役員退職慰勞引当金制度廃止に伴う打ち切り支給が決議されました。これに伴い、「役員退職慰勞引当金」を取り崩し、支給済分を除く、打ち切り支給額の未払金171,767千円については、固定負債の「長期未払費用」に組み替えて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

南総通運株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 義 浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、南総通運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、南総通運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第113期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

南総通運株式会社 監査役会

常勤監査役	古川 幸 男 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	能 川 浩 二 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	大 坪 照 康 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	菊 地 豊 ㊟

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,587,314	流 動 負 債	4,351,791
現金及び預金	2,877,304	営業未払金	426,239
受取手形	124,279	短期借入金	1,685,400
営業未収金	1,483,393	一年内返済予定金	699,516
貯蔵品	10,789	長期借入金	36,711
前払費用	56,779	未払費用	382,925
その他	34,784	未払法人税等	192,465
貸倒引当金	△17	未払消費税	133,521
固 定 資 産	25,079,236	預り金	85,779
有 形 固 定 資 産	23,461,209	前受金	229,683
建物	5,658,161	賞与引当金	262,700
構築物	1,372,614	その他	216,847
車両及び運搬具	358,254	固 定 負 債	7,504,230
工具、器具及び備品	131,288	長期借入金	6,636,069
土地	14,920,002	退職給付引当金	331,171
建設仮勘定	1,020,887	資産除去債務	30,252
無 形 固 定 資 産	104,387	預り保証金	395,687
借地権	26,171	長期未払費用	111,049
水道施設利用権	14,025	負 債 合 計	11,856,021
電話加入権	5,615	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	58,574	株 主 資 本	17,705,771
投資その他の資産	1,513,639	資本金	538,500
投資有価証券	294,181	資本剰余金	497,585
関係会社株式	795,195	資本準備金	497,585
出資金	15,390	利益剰余金	16,684,696
破産更生債権等	18,699	利益準備金	91,035
繰延税金資産	244,190	その他利益剰余金	16,593,660
差入保証金	50,902	固定資産圧縮積立金	60,532
その他	119,021	別途積立金	13,050,000
貸倒引当金	△23,939	繰越利益剰余金	3,483,127
資 産 合 計	29,666,550	自 己 株 式	△15,010
		評価・換算差額等	104,757
		その他有価証券評価差額金	104,757
		純 資 産 合 計	17,810,528
		負 債 純 資 産 合 計	29,666,550

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 入		11,969,315
営 業 支 出		9,981,004
営 業 総 利 益		1,988,311
一 般 管 理 費		752,565
営 業 利 益		1,235,746
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	209,171	
受 取 手 数 料	18,984	
受 取 助 成 金	1,928	
受 取 保 険 金	444	
車 輜 売 却 益	6,923	
そ の 他	9,370	246,823
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51,932	
そ の 他	3,714	55,647
経 常 利 益		1,426,922
税 引 前 当 期 純 利 益		1,426,922
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	361,973	
法 人 税 等 調 整 額	25,728	387,702
当 期 純 利 益		1,039,219

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			繰越利益剰余金	
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金		繰越利益 剰 余 金
2021年4月1日残高	538,500	497,585	91,035	65,230	12,550,000	3,115,652	
会計方針の変更による累積的影響額						△2,163	
会計方針の変更を反映した当期首残高	538,500	497,585	91,035	65,230	12,550,000	3,113,488	
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△174,279	
当期純利益						1,039,219	
固定資産圧縮積立金取崩額				△4,698		4,698	
別途積立金積立額					500,000	△500,000	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）							
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	△4,698	500,000	369,638	
2022年3月31日残高	538,500	497,585	91,035	60,532	13,050,000	3,483,127	

(単位：千円)

	株 主 資 本			評価・換算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
	利益剰余金 合 計				
2021年4月1日残高	15,821,918	△15,010	16,842,994	108,718	16,951,712
会計方針の変更による累積的影響額	△2,163		△2,163		△2,163
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,819,755	△15,010	16,840,831	108,718	16,949,549
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△174,279		△174,279		△174,279
当期純利益	1,039,219		1,039,219		1,039,219
固定資産圧縮積立金取崩額	—		—		—
別途積立金積立額	—		—		—
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）				△3,961	△3,961
当事業年度中の変動額合計	864,940	—	864,940	△3,961	860,979
2022年3月31日残高	16,684,696	△15,010	17,705,771	104,757	17,810,528

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表計上額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年～38年

構築物 10年～30年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時に損益処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 一時点での収益の認識(貨物自動車運送事業、倉庫事業、附帯事業、その他事業)

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(2) 一定期間にわたる収益の認識(不動産事業)

不動産事業に係る収益は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は2,163千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

有形固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 23,461,209千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)有形固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保に供している資産

建 物 1,291,383千円

土 地 10,795,267

計 12,086,650

- (2) 担保に係る債務

短期借入金 1,166,750千円

一年内返済予定長期借入金 656,185

長期借入金 5,949,370

預り保証金 157,048

計 7,929,354

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,327,902千円
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

3. 保証債務

連結子会社の金融機関からの借入債務に対して、保証を行っております。

南総総業株式会社 302,300千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 17,989千円

短期金銭債務 31,002千円

長期金銭債務 400千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

- (1) 営業取引高

営業収入 202,092千円

営業費用 266,416千円

- (2) 営業取引以外の取引高

資産購入高 1,854,756千円

その他 217,605千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 20,600株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	15,134千円
賞与引当金	91,081
ゴルフ会員権評価損	6,598
貸倒引当金	5,596
長期未払費用	33,203
退職給付引当金	99,020
減損損失	168,303
資産除去債務	9,045
その他	49,260
小計	477,243
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△165,871
合計	311,372

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	25,819千円
資産除去債務に対応する除去費用	3,159
その他有価証券評価差額金	38,202
合計	67,181

繰延税金資産の純額 244,190

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な

項目別の内訳

法定実効税率	29.9%
(調整)	
住民税均等割	1.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.2
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>27.2%</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	南総総業株式会社	所有直接100.0%	営業取引 役員の兼任	倉庫保管、運送業務の受注	189,520	営業未収金	11,496
						その他流動資産	5,479
				倉庫保管、附帯作業の外注	216,720	営業未払金	3,009
				事務受託	14,400	—	—
	債務保証(注3)	302,300	—	—			
	南総建設株式会社	所有直接100.0%	営業取引 役員の兼任	倉庫設備等の建設及び修繕	1,854,756	未払金	11,935

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(注2) 当社は連結子会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っておりますが、保証料の受取はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 3,576円84銭

1株当たり当期純利益 208円70銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(役員退職慰労引当金制度廃止に伴う打ち切り支給について)

当社は従来、退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しており当事業年度中の定時株主総会において、役員退職慰労引当金制度廃止に伴う打ち切り支給が決議されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を取り崩し、支給済分を除く、打ち切り支給額の未払金111,049千円については、固定負債の「長期未払費用」に組み替えて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

南総通運株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 義 浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、南総通運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

南総通運株式会社 監査役会

常勤監査役	古川幸男	㊟
監査役(社外監査役)	能川浩二	㊟
監査役(社外監査役)	大坪照康	㊟
監査役(社外監査役)	菊地豊	㊟

以上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保に意を用いつつ、安定的な配当維持に努めることを基本方針としております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円

総額 248,970,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業領域の拡大に向けて、不動産事業と警備事業のワンストップサービスのより一層の充実、また顧客ニーズの多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、不動産管理業務を追加するものであります。

加えて、株主への利益還元を図ることを目的として、期末配当に加え中間配当を実施できるよう改定するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供措置をとる旨及び書面交付請求株主に交付する書面の記載範囲の限定をすることができる旨の規定の新設、インターネット開示とみなし提供の規定の削除及びこれらの変更の効力発生日等に関する附則の新設規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道利用運送事業 2. ～6. （現行どおり） 7. <u>不動産取引及び不動産賃貸業</u> <p>8. ～（現行どおり） <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道利用運送事業 2. ～6. （現行どおり） 7. <u>不動産取引、不動産賃貸及び不動産管理業</u> 8. ～（現行どおり） <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第48条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第49条 <u>剰余金の配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第48条 株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>期末配当を行うことができる。</u></p> <p><u>2 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第49条 <u>期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>2 未払配当金には利息を支払わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<p><u>附則</u> <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 菊地豊氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <small>さくち ゆたか</small> 菊 地 豊 (1948年4月18日)	1971年4月 日本通運株式会社入社 2001年5月 同社京浜自動車支店長 2004年6月 株式会社日通総合研究所取締役 2007年3月 台湾宅配通股份有限公司副総経理 2011年4月 同社顧問 2013年7月 同社退任 2018年6月 当社監査役（現任）	2,000株

- (注) 1. 菊地豊氏は、社外監査役候補者であります。
2. 菊地豊氏は、国内外の物流業に長年従事し、豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験・見識を活かし、経営の監視及び助言を頂くことで、経営コーポレートガバナンスの強化に寄与していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 当社と菊地豊氏の間には特別な利害関係はございません。
4. 菊地豊氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

以 上

株主総会会場のご案内

場所：千葉県東金市東金582番地
当社本社会議室
電話 0475-54-3581

